

令和4・5年度霧島市建設工事入札参加資格における格付判定基準

令和4年7月1日 施行

霧島市建設工事等入札参加資格審査要綱（平成17年11月7日告示第36号）第3条第1項に規定する格付の判定基準について、次のとおり定める。

1 格付の対象となる建設工事の種類及び対象者

土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、造園工事、電気工事及び管工事の6種類において、本市の競争入札参加資格業者名簿に登録されている者のうち、市内に本社・本店を有する者、及びこれと同等であると認める者。

2 総合点数の内容

令和3・4年度鹿児島県建設工事入札参加資格における格付基準に定める「総合点」を「客観点」として準用し、本市の「主観点」を加えて、「総合点」とする。

ただし、「客観点」がない場合は、「主観点」は付与しない。

・総合点 = 客観点 + 主観点

3 市主観点

次の(ア)から(エ)までに掲げる項目により算定した点数とする。

	項目	項目内容	点数		
(ア)	市工事成績	下記の対象年度における本市が発注した工事の種類ごとの請負金額平均額と工事成績平均点に応じて、霧島市工事成績・施工実績評価換算表により算定した点数とする。	360～0点		
		工事の種類		対象年度	年数
		土木一式工事		平成29年度～令和3年度	5年
		舗装工事			
		造園工事			
		建築一式工事		平成27年度～令和3年度	7年
		電気工事			
管工事					
(イ)	災害協定の締結	令和4年4月1日時点において、本市と災害協定を締結している次に掲げる団体の会員に対して加点する。 ・霧島市建設同志会	20点		
(ウ)	保護観察対象者の雇用支援	令和4年4月1日時点において、あいら協力雇用主会に登録している者に2点、保護観察対象者を1名以上雇用している場合2点を加点する。	2点又は4点		
(エ)	減点事項	対象期間：令和2年4月1日～令和4年3月31日	減点数		
		指名停止を受けた者	3ヶ月未満	△12点	
			3ヶ月以上6ヶ月未満	△23点	
			6ヶ月以上	△36点	
		工事遅延	15日以上30日未満	△6点	
			30日以上60日未満	△12点	
60日以上	△20点				

4 格付区分

総合点を用いて、次の基準により格付を行う。

ただし、土木一式工事及び建築一式工事のA級については、特に経営状況や施工実績等、総合的な施工能力を重視する必要があることから、総合点だけでなく、経営事項評価点数（本市入札参加資格審査申請時）も条件とする。

令和4・5年度総合点数

格付区分	土木一式	建築一式	舗装	造園	電気	管
A	1400以上かつ 経営事項評価点数 890以上	1210以上かつ 経営事項評価点数 800以上	1180以上	950以上	1020以上	970以上
Ⓑ	1320～1399	1150～1209		880～949	820～1019	
B	1190～1319	1080～1149	1030～1179	879以下	819以下	840～969
Ⓒ	1070～1189	1010～1079				
C	910～1069	930～1009	1029以下			839以下
Ⓓ	810～909	810～929				
D	809以下	809以下				

(1) 総合点でB、C、Dに格付される者のうち、過去5ヶ年度（建築一式工事、電気工事は7ヶ年度）において2件以上の本市工事の実績があり、かつ、本市工事成績の平均点が80点以上の者は、それぞれⒷ、Ⓒ、Ⓓに格付する。

(2) 新規申請者は、原則として最下位の格付区分に格付する。

令和4・5年度霧島市水道施設工事入札参加資格における格付判定基準

令和4年7月1日 施行

霧島市建設工事等入札参加資格審査要綱（平成17年11月7日告示第36号）第3条第1項に規定する格付の判定基準について、次のとおり定める。

- 1 格付の対象となる建設工事の種類及び対象者
水道施設工事において、本市の競争入札参加資格業者名簿に登録されている者のうち、市内に本社、本店を有する者、及びこれと同等であると認める者。
- 2 総合点数の内容
令和4・5年度霧島市建設工事入札参加資格審査申請時に提出された経営事項審査の、「総合評定値（P点）」を「客観点」とし、本市の「主観点」を加えて、「総合点」とする。
・総合点 = 客観点 + 主観点
- 3 市主観点
次の(ア)から(ク)までに掲げる項目により算定した点数とする。

	項目	項目内容	点数		
(ア)	市工事成績	下記の対象年度における本市が発注した水道施設工事の請負金額平均額と工事成績平均点に応じて、霧島市工事成績・施工実績評価換算表により算定した点数とする。	360～0点		
		工事の種類		対象年度	年数
		水道施設工事		平成29年度～令和3年度	5年
(イ)	消防団員の用	令和4年4月1日時点において、常勤の役職員の中に消防団員がいる場合に、その人数につき加点する。 (最高6点)	1人につき 2点		
(ウ)	災害協定の締結	令和4年4月1日時点において、本市と災害協定を締結している次に掲げる団体の会員に対して加点する。 (最高20点) ・霧島市建設同志会 ・霧島市管工事業協同組合	20点		
(エ)	給水装置工事事業者	令和4年4月1日時点において、霧島市水道事業指定給水装置工事事業者である業者に対して加点する。	20点		
(オ)	漏水当番待機	令和4年4月1日時点において、本市と水道施設維持管理業務委託を契約している次に掲げる団体の会員に対して加点する。 ・霧島市国分水道工事組合 ・霧島市隼人町管工事組合 ・霧島市溝辺町管工事組合 ・霧島市福山管工事組合 ・霧島市霧島地区水道組合 ・霧島市横川水道工事連絡会 ・霧島市牧園地区水道工事連絡会	20点		
(カ)	技術職員	令和4年4月1日時点において、常勤の技術職員が有する次に掲げる資格等の数につき加点する。 (最高80点)	4点 又は 2点		
		1級管工事施工管理技士		4点	
		2級管工事施工管理技士		2点	
		1級配管技能士		4点	
		2級配管技能士		2点	
		給水装置工事主任技術者		4点	
		1級土木施工管理技士		4点	
		2級土木施工管理技士		2点	

(キ)	保護観察対象者の雇用支援	令和4年4月1日時点において、あいら協力雇用主会に登録している者に2点、保護観察対象者を1名以上雇用している場合2点を加点する。	2点又は4点	
(ク)	減点事項	対象期間：令和2年4月1日～令和4年3月31日	減点数	
		指名停止を受けた者	3ヶ月未満	△12点
			3ヶ月以上6ヶ月未満	△23点
			6ヶ月以上	△36点
		工事遅延	15日以上30日未満	△6点
			30日以上60日未満	△12点
60日以上	△20点			

- 4 格付区分
総合点数を用いて、次の基準により格付を行う。

令和4・5年度

格付区分	水道施設工事
A	840以上
B	710～839
C	709以下

※新規申請者は、原則として最下位の格付区分に格付する。

(附則)霧島市工事成績・施工実績評価換算表の見方

(本則)令和4・5年度霧島市建設工事入札参加資格における格付判定基準3-(7)
 令和4・5年度霧島市水道施設工事入札参加資格における格付判定基準3-(7)

1 基本的事項

(1) 対象工事等

① 対象年度について

- ・ 土木一式工事、舗装工事、造園工事、水道施設工事……平成29～令和3年度(5年間)
- ・ 建築一式工事、電気工事、管工事……平成27～令和3年度(7年間)

※市の事業年度は4月から翌年の3月であり、各建設業者の決算期とは異なる。

② 対象年度における工事高の計上について

- ・ 各年度の市の工事代金の支払額を各年度の工事高として算定する。
- ・ 繰越工事の場合は、完成年度において工事代金全額を工事高として計上する。(債務負担工事を含む)
- ・ 共同企業体の場合は、協定書の出資割合に応じた工事高をそれぞれ計上する。

(2) 工事成績

対象年度の工事成績の平均点を、受注年度数で除した年度間の平均値。

- ・ 繰越工事の場合は、完成年度において工事成績を計上する。
- 完成年度以前の年度については、工事成績を計上せず、受注年度に含めない。(債務負担工事を含む)

(3) 工事高

対象年度の工事高の合計を、対象年度(土木・舗装・造園・水道は5、建築・電気・管は7)で除した平均工事高。

2 具体的な事例(土木一式工事)

年度	工事名	支払額(円)	工事成績
H29	H29年度市単道路改良工事	30,000,000	78
	H29年度道路災害復旧工事	12,000,000	73
H30	H30年度道路整備工事(※H27へ繰越)	(※完成年度で計上)	-
R1	H30年度(繰越)道路整備工事	50,000,000	80
	H31年度河川改良工事	32,000,000	76
	R1年度道路災害復旧工事	1,368,000	75
R2	(該当工事なし)	0	-
R3	R3年度市単道路改良舗装工事	32,000,000	76
	R3年度道路災害復旧工事	8,000,000	75
合計	-	165,368,000	-

(1) 平均工事高

$165,368,000円 \div 5\text{カ年} = 33,073,600円 \div 33,074\text{千円}$ (※千円未満については、百円単位を四捨五入)

(2) 平均工事成績

① 平成27年度 $(78+73) \div 2 = 75.5 \div 75\text{点}$ (※小数点以下は切り捨て)

② 平成28・30年度 ※工事成績がない年度は、受注年度に含めない。

③ 平成29年度 $(80+76+75) \div 3 = 77\text{点}$

④ 令和元年度 $(76+75) \div 2 = 75.5 \div 75\text{点}$ (※小数点以下は切り捨て)

※平均工事成績

$(75+77+75) \div 3\text{カ年} = 75.66 \dots \div 76\text{点}$ (※小数点以下を四捨五入)

(3) 換算表から技術事項等評価点数を算定

工事高	工事成績	74点	75点	76点
5,000万円以上6,000万円未満		95	98	101
4,000万円以上5,000万円未満		87	90	93
3,000万円以上4,000万円未満		77	80	83

※工事成績点数として83点を計上する。

